

平成30年度一般財団法人札幌市住宅管理公社事業報告

【実施事業等会計】

1 市民の住生活環境の向上のための調査研究事業（948,702円）

（1）高齢者世帯向けの安全で便利な生活支援サービスの調査研究（378,702円）

他都市の公営住宅管理業務受託者などが実施中の入居者向け生活支援サービス等の調査研究を行うとともに、見守りサービス「見守っTEL」の提供を行った。

（2）安全で便利な施設の利用や維持手法に関する調査研究（570,000円）

「(公共施設)維持管理マニュアル」について、新たな設備・機器等に対応した内容に更新することに加え、施設管理者等に必須の知識や有益な情報の提供並びに、ホームページに一般市民向け等に掲載した内容の更新を行った。

2 市民の住生活環境向上に係る普及啓発事業（9,551,649円）

（1）市民の住生活環境向上のためのセミナー（2,220,852円）

市民を対象に住生活向上等に係る今日的な話題をテーマにしたセミナーを開催した。

30年度実績：年4回開催。平均参加人数61名。

（2）「学校施設の維持管理について」講演会（1,807,340円）

これまで培ったノウハウを活かして市立の小中高校を対象にした「施設維持管理マニュアル」を基に施設管理者に対しての講演会を開催し、施設管理に関する基本的な知識の普及啓発を行った。

30年度実績：講演会を1回実施し、市立小学校教頭32名の参加。

（3）住まいの相談窓口支援（3,304,808円）

高齢者等へ広く市民へ住宅情報を提供するNPO法人への支援を継続実施した。

〔参考：30年度相談受付件数1017件〕

（4）市住ニュースの発行（2,218,649円）

市営住宅入居者への情報等を提供し、快適で安全な生活を支援するため、年間6回定期的に発行した。

30年度実績：年6回発行、1回につき27,600部を作成し、全109団地の入居世帯及び44集会所に配布し、併せてホームページへの掲載も行った。

【その他会計】

札幌市からの受託事業として、市営住宅等の管理業務、市営住宅使用料の収納業務及び市立学校を含む市有施設の保全業務を実施した。

1 市営住宅管理事業

(1) 札幌市から受託する市営住宅管理に関する事業

	30年度	29年度	増減	前年比
受託戸数	戸 27,074	戸 27,062	戸 12	% 100.0
受託金額	円 567,900,088	円 1,960,689,671	円 △ 1,392,789,583	% 29.0

業務名	金額	内容
集会所等管理運営業務	円 251,065,536	集会所44箇所の管理運営業務等
		施設維持管理負担 空住宅電気料金の補助 除雪支援事業に係る事務処理 駐車場案内板照明に係る電気料金支出 凍結防止料金の支出 その他施設維持管理業務
		改良店舗維持管理 光星改良店舗の設備保守管理等
入居者募集業務	円 66,935,060	新設、空家住宅の入居募集
家賃管理業務	円 99,779,153	家賃決定のための収入調査、家賃減免事務等
駐車場管理業務	円 110,620,202	駐車施設の整備、管理運営
市営住宅管理事業費 計	円 528,399,951	

収納業務事業費	円 38,958,488	家賃滞納者を対象に納付督促や指導
---------	-----------------	------------------

2 施設保全事業

札幌市から受託する施設保全に関連する事業

(1) 学校施設保全業務

(対象：幼稚園9園、小学校201校、中学校97校、高等学校8校、特別支援学校5校)

業務名	金額	件数	内容
施設改修等整備業務	円 2,944,331,275	件 1,061	随時小破修繕、プール設備修繕、 屋上防水、外壁改修等
学校施設保守点検業務	円 627,721,164	件 323	プール設備保全、電気暖房設備保全、 給排水設備保全等
用地整備業務	円 92,034,167	件 22	大型遊具設置工事、フェンス改修、 グラウンド整備等
計	円 3,664,086,606	件 1,406	
定期点検業務	業務費は下記の 事務人件費を含む	一式	学校施設の建築基準法に基づく定期点 検及び外壁調査の実施
ファシリティマネジメント支援業務		一式	学校施設の長寿命化を図るための保全 計画及び施設整備計画等の策定

(2) 一般部局施設保全業務

対象施設	金額	件数	内容
区役所庁舎等	円 1,593,091,220	件 182	市有建築物の保全改修に係る設計、工 事、工事監理、設備の保守整備
事務人件費	円 282,319,057		
施設保全事業費 計	円 5,539,496,883		

事業報告の附属明細書

平成30年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項がないため、附属明細書は作成しない。